## 職場のいじめは人権侵害

女性と仕事の未来館館長・弁護士 渥美雅子

映画の主人公は職場の上司からさまざまな嫌がらせを受ける。彼女は どんな嫌がらせにもよく耐え、最後には労働組合の助けを借りて訴訟に 持ち込み勝訴する。しかし、そのいきさつは見ていて胸が痛くなる程で ある。

私は、先年イタリア女性の労働状況を視察に行って、イタリア女性と日本女性の置かれた状況は大変よく似ているが、唯一の違いは労働組合の力の差だという印象を得て帰ってきた。組合の力が強いのがイタリア、弱いのが日本、そういう印象であった。ところがこの映画の主人公はこれだけの嫌がらせやいじめを受けながら、なかなか組合に駆け込もうとしない。それは彼女のプライドか、生真面目さか、見ていてじれったくなる程である。もしも日本で同じ様な事が起きたらどうなるか。判例集を見ると、職場のいじめや嫌がらせを労働者の人格権の侵害だと認め、慰謝料を支払うよう命じた判例が沢山ある。

例えば、①バス会社で働く運転手に対して共同絶交をし、職場八分にした事について、これを見過ごした管理職1人につき5万円の慰謝料を支払うよう命じたケース②銀行で勤続33年の課長職にあった人を総務課受付へ配置転換した件について、こういうやり方は労働者の働きがいを失わせ、同時に行内外の人々の衆目にさらし本人を退職に追いやる意図があったと考えざるを得ないとして100万円の慰謝料を支払うよう命じたケース③バス会社で接触事故を起こした運転手に対して炎天下で草むしりをするよう命じたことについて60万円の慰謝料を支払うよう命じたケース④産休をとった学校の先生に対して13年間全く仕事を与えず別室に隔離したこと等について600万円の慰謝料を支払うよう命じたケース等々枚挙に暇がない。

こんな風に、赤裸々ないじめや嫌がらせは、日本でも裁判に持ち込め ばはっきりと人権侵害だと認めてはもらえる。しかし、裁判に持ち込ま なくてもきちんと人権が守られる職場慣行を確立しなければいけない。 それが2つの国を通じての課題である。